

議案第 11 号

野田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

野田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

野田市自転車等駐車場条例（平成 14 年野田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

野田市駅市営第 1 自転車等駐車場	野田市野田 1 4 8 番地の 6
野田市駅市営第 2 自転車等駐車場	野田市野田 1 4 8 番地の 1 0

」

「

野田市駅市営自転車等駐車場	野田市野田 1 1 4 番地の 1 1
---------------	---------------------

」

を

に

改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「駐車場」を「川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場及び梅郷駅東口市営自転車等駐車場」に改める。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（野田市駅市営自転車等駐車場の管理）

第 17 条の 2 野田市駅市営自転車等駐車場の管理についての第 10 条第 1 項及び第 3 項、第 12 条、第 14 条各号列記以外の部分及び同条第 3 号並びに前条の規定の適用については、これらの規定（同条を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とする。

別表中「野田市駅市営第 1 自転車等駐車場、野田市駅市営第 2 自転車等駐車場及び川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場使用料」を「野田市駅市営自転車等駐車場及び川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場使用料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の野田市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する野田市駅市営自転車等駐車場に係る新条例第17条の2の規定により読み替えて適用する新条例第10条第1項の規定による定期使用の許可、新条例第11条第1項の規定による使用料の納付及び新条例第13条の規定による使用料の還付に関し必要な手続その他の行為は、新条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

野田市駅西土地区画整理事業の進捗に伴い、野田市駅周辺の野田市自転車等駐車場の位置を変更するとともに、名称及び管理に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市自転車等駐車場条例 (平成14年野田市条例第24号)

改 正 案

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野田市駅市営自転車等駐車場	野田市野田 114 番地の 11
(略)	

(指定管理者の業務)

第 4 条 次に掲げる川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場及び梅郷駅東口市営自転車等駐車場の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(1)～(3) (略)

(野田市駅市営自転車等駐車場の管理)

第 17 条の 2 野田市駅市営自転車等駐車場の管理についての第 10 条第 1 項及び第 3 項、第 12 条、第 14 条各号列記以外の部分及び同条第 3 号並びに前条の規定の適用については、これらの規定(同条を除く。)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とする。

別表(第 11 条第 1 項、第 3 項)

1 野田市駅市営自転車等駐車場及び川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場使用料

(略)

2 (略)

備考 (略)

現 行

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野田市駅市営第 1 自転車等駐車場	野田市野田 148 番地の 6
野田市駅市営第 2 自転車等駐車場	野田市野田 148 番地の 10
(略)	

(指定管理者の業務)

第 4 条 次に掲げる駐車場の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(1)～(3) (略)

別表(第 11 条第 1 項、第 3 項)

1 野田市駅市営第 1 自転車等駐車場、野田市駅市営第 2 自転車等駐車場及び川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場使用料

(略)

2 (略)

備考 (略)

